

宮っこ食育応援団の登録基準

4つの登録基準があるよ！



- 1 自主的に食育活動に取り組むこと
- 2 市が主催する食育活動に協力するとともに、食塩摂取量減少や野菜摂取量増加に向けた宇都宮市の取組を自ら積極的にPRすること
市が作成した普及啓発用のチラシ、ポスターの掲示、配布等を行うこと
- 3 宮っこ食育応援団であることやその取組内容を宇都宮市のホームページや広報、また報道機関等で紹介されることを承諾すること
- 4 食育月間（毎年6月）や食育の日（毎月19日）を意識した食育の普及啓発活動を行うこと

各部門の活動方針

「食品の製造・販売」や「料理の提供」等、
食品を通じて市民への食育を担う部門です

飲食店や食品販売店（スーパー等）の食品製造業者等の日頃から食品を取り扱うお店や店舗・企業等が該当します

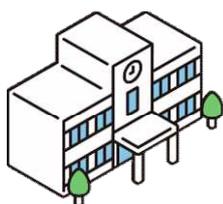


【活動例】

- 野菜の販売促進のために、店舗への野菜増しPOPの掲示（「ミヤリーの『野菜増し』大作戦！」への協力）
- ヘルシー弁当の開発や販売、野菜のセット販売（「おうちごはん健康提供事業」への協力）
- 野菜増し応援ソングの活用
- 健康に配慮した食事の提供
- 提供する食事への栄養成分表示の実施

飲食・食品製造・販売部門

自然に健康になれる
食環境づくり協力店



企業・学校部門

主に従業員や児童・生徒と
その家族への食育を担う部門です

一般企業や教育施設が該当します

【活動例】

- 社内や学内への啓発ポスターやチラシ等の設置
- 従業員や生徒へ啓発資料の配布
- 行事等での食育に関する資材等の展示等



ボランティア団体・ 地域団体部門

主に身近な地域住民等への
食育を担う部門です

ボランティア団体や地域団体等が
該当します

【活動例】

- 地域住民の集う集会所等へ啓発ポスターやチラシ等の設置
- 地域行事等での食育に関する資材等の展示 等

